

HIKARI 光通信・知財の窓

—光内外特許事務所—

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

http://www.hikari-naigai.com/



2015・1・10

謹 賀 新 年



平成27年元旦

# 新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

## 日本発の技術で21世紀の世界に貢献

昨年、ノーベル物理学賞が、赤崎勇名城大教授、天野浩名古屋大教授、中村修二米カリフォルニア大サンタバーバラ校教授に授与されました。

蛍光灯や白熱球ランプのようにガラス管と気体とを必要としていた20世紀の光源とは基本原理が全く異なる新しい光源の実用化を可能にした技術は「彼らの発明は光の技術を根本的に変え、世界を一変させた。20世紀は白熱電球で照らされた時代だったが、21世紀はLEDのランプで照らされる時代になるだろう」と称賛されたのでした。

このような技術が、試行錯誤と失敗を重ねながらも、粘り強い研究・開発の継続により、日本から誕生したことに誇りと勇気を感じた日本の技術者、研究者、企業人は多かったのではないかと思います。

新しい年を、心新たに、21世紀の世界で必要とされる技術を、日本から、世界へ発信していく出発の年にしたいものです。

## 年々増加する世界の特許出願

世界知的所有権機関（WIPO）が昨年12月16日に発表した「世界知的所有権統計」（World Intellectual Property Indicators 2013）によれば、2013年の世界全体の特許出願件数は、2012年に比較して9%増加し、257万件でした。

2012年は対前年度比9.2%増で、それまでの18年間で最も大きな対前年度増加率でした。2013年の対前年度比増加率9%もこれに次いで大きなもので、世界的な経済活動の展開に連れて、特許出願件数も引き続き増加するものと思われる。

国別では、中国特許庁が受け付けた出願が82万5136件（前年比26.4%増）、米国：57万1612件、日本：32万4749件でした。中国特許庁の出願受理件数は2011年以来3年連続して世界1位でした。



一方、2013年に現存している世界の有効特許は945万件で、その中に占める各国の特許権の割合は、米国が26%と最も多く、次いで、日本国特許の19%でした。現存している特許権の数の多さは、これまでの技術開発・研究の集積・結果であり、これが世界各国の競争力の源泉になっているものと思われます。

## 増加傾向にある中小企業の特許出願

日本国内の特許出願件数は、全体としては2006年以降、漸減傾向にあります。しかし、中小企業による出願に限ると、2011年以降は上昇傾向となっていることが特許庁から発行された「中小企業・地域知財支援研究会報告書」（平成26年7月7日）で紹介されています。

特許などの知的財産の価値に気付いている中小企業の特許出願が増えているようです。

我が国における全企業数の99.7%以上を占める中小企業は、日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たすとともに、地域の雇用を支える日本経済にとって欠かすことのできない重要な存在です。

日本全国各地における中小企業の企業活動が、特許などの知的財産を経営に活かして活発に展開されることは、日本全体の活性化につながるものと思われます。

特許庁は、知的財産活動に取り組む中小企業を積極的に支援する観点から料金面で、既に、次のような支援策を採用しています。

### 「特許料等の減免」

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）及び国際出願に係る調査手数料等の納付について、一定の要件を満たした場合の減免。

「産業競争力強化法に基づく、中小ベンチャー企業、小規模企業を対象とした審査請求料・特許料の軽減」

国内出願：「審査請求料」と「特許料」の軽減

国際出願（日本語）：「調査手数料・送付手数料・予備審査手数料」の軽減

**世界の市場を獲得する新たな技術の創作・開発の年に**

ノーベル賞受賞という栄誉に輝いた青色LEDとこれを使用した高輝度白色光源は、今日、交通信号、LED照明、大型ディスプレイ、携帯電話・携帯端末など世界中の日常生活の場で広く使用されています。

新しい年を、このように世界の市場を獲得する新たな技術を創作・開発する年にする意気込みで開始したいものです。

特許庁は昨年11月19日に開催した「産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会」において、特許部門、商標部門の双方における料金の引き下げ計画を提案しました。

「我が国企業が海外企業との激しいグローバ

ル競争に勝ち抜き、世界の市場を獲得していくためには、その優れた技術力を知的財産として有効に活用していくことが重要である。国内地域経済を支える企業等についても、製造業のみならずサービス業を含めた幅広い業種において知的財産権の積極的な活用が図られることが、地域経済活性化等の観点から重要である。」としています。

「特許権の利用拡大を促すため、特許権の取得及び維持に係る企業等の負担軽減を図る」、「製造業に属する企業や大企業・グローバルに活動する企業のみならず、サービス業に属する企業や地域で活動する中小企業・地域ブランドの確立を図る団体等にも幅広く活用される知的財産権である商標権の取得及び維持に係る負担軽減を図る」とされています。

新年早々にも具体的な計画が示されるものと期待されますが、特許などの知的財産を企業活動の発展に結びつけようとする国や地方の支援策、施策を効果的に活用しながら、新しい年を、青色発光ダイオードのように、世界の市場を獲得する新たな技術を創作し、開発する年にしたいものです。以上

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

**地域団体商標制度  
商工会、NPO等も出願可能**

■8月から登録主体を拡大■

「地域団体商標制度」は、地域ブランドの育成・保護により、地域経済活性化へとつなげることを目的に平成18年4月に施行されました。近年、特色ある地域づくりの取り組みとして、特産品などの差別化を図るために地域団体商標への関心がますます高まり、現在、570件以上が登録がされています。

地域団体商標は、①地域の名称と商品（サービス）の名称等からなる商標について、②地域に根ざした団体が、③その構成員に使用させる商標であって、④広く知られているときに商標登録が受けられるものです。

これまで、地域団体商標を出願できる団体は、農業協同組合や漁業協同組合などに限られていました。しかし、地域の「商工会」や「商工会議所」、「NPO法人（特定非営利活動法人）」等

**地域団体商標の権利者となること  
ができる団体**

①事業協同組合等の特別の法律により  
設立された組合

例) 事業協同組合  
農業協同組合  
漁業協同組合 など

②商工会  
③商工会議所  
④NPO法人

**新規**  
<H26.8.1~>

⑤上記に相当する外国の法人

も地域ブランドの普及に取り組むケースが増えてきている実情に合わせ、平成26年8月1日より、これらの団体も地域団体商標の出願ができるようになりました。

昨今、叫ばれることの多い「地方創生」への課題一。地域団体商標制度のさらなる普及が、地域の「まち・ひと・しごと」創生ための一助となるよう期待されます。

# 審 決 紹 介

商標「浅間山」は、「長野・群馬両県にまたがる三重式の活火山。」を指称する観光の名所として広く知られ、当地において商品「地ビールやミネラルウォーター」が生産・販売されている実情があることからすれば、単に商品の産地・販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものであり、商標法第3条第1項第3号に該当する、と判断された事例（不服2013-8335、平成25年10月23日審決、審決公報第176号）

## 第1 本願商標

本願商標は「浅間山」の文字を標準文字により表してなり、第32類「ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス、乳清飲料」を指定商品として、平成24年4月24日に登録出願されたものである。

## 2 原査定を拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は『浅間山』の文字を標準文字で表してなる処、『浅間山』とは長野・群馬両県にまたがる三重式の活火山で、上信越高原国立公園にも指定され、登山はもとより観光地としても広く知られている名峰の一つであるから、これをその指定商品について使用しても、本願商標に接する取引者、需要者は該商品が『浅間山周辺地域で製造、販売された商品』であると認識するに止まり、単に商品の産地、販売地、原質を表示するに過ぎないものであると認められるので、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は「浅間山」の文字を標準文字により表してなる処、該文字は「長野・群馬両県にまたがる三重式の活火山。」を指称するもの（広辞苑 第6版）である。そして、当該活火山は複数の登山道を有し、その麓には観光地が点在し、次のように「浅間山」が観光の名所として広く紹介されている。

「浅間山」南麓の長野県側に位置する「軽井沢」においては、軽井沢観光協会公式ホームページに、「軽井沢を知る」の項で「浅間山の自然」として「浅間山」が紹介され、また、群馬県側に位置する「妻恋村」のウェブサイトには、「妻恋村の観光」の項で「花だより・花図鑑、浅間山周辺」として「浅間山」の周辺における花が紹介され、更に、登山道を有する長野県小諸市のウェブサイトにおいては、「小諸市観光案内」の「主な観光地のご紹介」として、一番上に「浅間山」が紹介されている。そして、小諸市のウェブサイトには、小諸市が作成した観光パンフレットが複数掲載されており、それらの中に「浅

間山」の地域に特化した「上信越高原国立公園 浅間連峰 浅間山登山」のパンフレットが存在する等、「浅間山」が各地域の観光のシンボルとして利用されている実情がある。

ところで、観光地では、各種土産物や特産品が販売されている処、本願指定商品との関係においても地域の特性を生かした「地ビール」や「ミネラルウォーター」等の販売が一般的に行われており、上記「浅間山」の周辺地域においても、地ビールやミネラルウォーターが生産・販売されていることが認められる。

そうすると、本願商標はこれをその指定商品に使用するときには、「長野・群馬両県にまたがる活火山である浅間山の地域」で生産又は販売されているものであることを認識させるとみるのが相当であり、単に商品の産地・販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものであるから、商標法第3条第1項第3号に該当する。

請求人は、「浅間山」の文字を名称とする山が日本において多数存在していること、また、本願の指定商品の分野においても、現存する山の名称を標章とする登録商標が多数存在していることからすれば、山の名称を使用したとしても、それが直ちに商品の産地、販売地として認識されるというのではなく、「浅間山」を本願の指定商品に使用した場合、これに接する取引者、需要者は殊更に「長野・群馬両県にまたがる三重式の活火山で、上信越高原国立公園にも指定され、登山はもとより観光地としても広く知られている名峰」を特定し得るといふべきでなく、地理的名称として指定商品の産地を表しているものとは理解しがたいものである。また、請求人は第33類「日本酒、洋酒、果実酒、中国酒」において「浅間山」の商標を登録しており、本願の指定商品「ビール」と類似する商品を含むこの登録商標を約20年間使用しているという取引の実情が存在することからも、本願商標は自他商品識別標識としての機能を十分に備えている旨主張している。

しかしながら、本願商標は上記の通り、「長野・群馬両県にまたがる活火山」であることを認識させるといふのが相当であり、当該地域以外の「浅間山」が観光名所として利用されるなど、商品の産地・販売地として直ちに理解されるという事実を見出すことはできない。また、請求人が挙げた過去の登録例は、商標の具体的構成等において本願商標とは事案を異にするものであり、更に、請求人の有する登録商標は、本願商標とは判断時期を異にし、長野・群馬両県にまたがる活火山である浅間山の周辺地域において、地ビールやミネラルウォーターが生産・販売されている実情があることからすれば、本願商標はこれらの登録例に左右されることなく、上記の通り判断するのが相当である。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

以上の通り、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとし、本願を拒絶した原査定は、妥当であって、取り消すことはできない。よって、結論のとおり審決する。

# お し ら せ

## ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権  
(おおその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和30年	商標登録第 466834号～第 467638号
〃 40年	〃 第 677308号～第 679894号
〃 50年	〃 第1123101号～第1129093号
〃 60年	〃 第1775922号～第1787296号
平成7年	〃 第2707601号～第2708400号
平成7年	〃 第3048102号～第3056799号
平成17年	〃 第4868013号～第4875489号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権  
(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。(尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できません。)

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。  
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

## ●特許、商標の出願状況

	特 許	商 標
26年10月分	26,241	11,056
前 年 比	99%	101%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。  
[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)

## ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成24年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

## ●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)の納付に